

ニュースレター

2020年3月

連絡先:

Riza Buditomo

Partner

+62 21 2960 8569

riza.buditomo

@bakermckenzie.com

Sheriel Ivia Tirta

Senior Trade Specialist

+62 21 2960 8578

sheriel.tirta

@bakermckenzie.com

Nandina Kusumaningrum

Trade Specialist

+62 21 2960 8790

nandina.kusumaningrum

@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ:

Yoko Inoue (井上 洋子)

+65 6434 2605

yoko.inoue

@bakermckenzie.com

「Making Indonesia 4.0」の一環としての 輸入関税免除閾値の引き下げ

インドネシア政府は、昨年12月のプレスリリースに続き([こちら](#)のニュースレターをご参照ください)、委託品の関税、物品税、税金に関する規定について財務省規程第199号 / PMK.010 / 2019(以下「規程199」)を発行した。同規程の主な目的は、輸入関税免除の基準を下げることである。規程199は1月30日に発効された。

規程199における輸入免税閾値の引下げに関する規定は、プレスリリースに記載された内容と一致している。免税の閾値は、現在、出荷毎に3米ドルである(75米ドルから減少した)。3米ドル以下の商品も所得税は免除されるが、付加価値税(VAT)と高級品売上税(LST)はそれぞれの適用税率によって課税される。出荷毎に、荷受人一名につき3米ドルを超える商品には、輸入関税と輸入税が課される。規程199に基づく租税及び関税の取扱いは、次の通り:

商品価値の 閾値	輸入関税	付加 価値 税	高級品売上税(LST)	所得税第 22条	備考
< FOB USD 3	除外	10%	商品価値が閾値を下 回っているため、LST の対象ではない可能性 が高い	除外	一般輸入品
> FOB USD 3	課税 輸入関税を計 算するための 課税基準は、 商品の課税価 格の総額	10%	特定商品のみが LST の対象となるため、 LST の対象ではない 可能性が高い	課税	-





www.hhp.co.id

HHP Law Firm
Pacific Century Place, Level 35
Sudirman Central Business District Lot. 10
Jl. Jenderal Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Indonesia

電話：+62 21 2960 8888
ファクス：+62 21 2960 8999

免税基準の引き下げは、国内企業を保護する目的である。国内企業の中には、輸入製品と競合できないため、廃業に追い込まれた企業もある。

国内企業の保護は、「Making Indonesia 4.0」における国家の優先事項の一つである。零細・中小企業を強化する取り組みの一環である。「Making Indonesia 4.0」は、インドネシアがインダストリー4.0時代に備えるための、いくつかの優先事項実施のための指針である。国内産業の強化は、インドネシアの経済成長の基盤として、新たな雇用機会の創出が期待される。「Making Indonesia 4.0」の実施により、2030年までにインドネシアを世界経済のトップ10にすることを目標としている。